
用語解説

【あ行】

アウトソーシング（34 頁）

業務の一部を一括して外部の企業に委託すること。これにより、事務処理の効率化や人件費等の経費節減、人やスペースなどの資源の有効活用のほか、内部では得られない専門業者の高度なノウハウを新たに取り込むことによって、内部資源を高度化できるなどのメリットが期待される。

アカウンタビリティ（30 頁）

行政機関や公務員が、自らの行った判断や行為について、住民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務と責任のこと。

アクションプラン（4 頁）

ある政策や企画を実施するための基本方針・行動計画。

【か行】

行政経営（4 頁）

行政運営を「管理」から「経営」に転換し、民間の優れた経営理念や経営

手法を積極的に取り入れながら、市民の満足度が向上するよう、市民の視点に立ち、成果を重視した行政活動を展開していくこと。

行政の透明性（13 頁）

行政が保有する情報や政策の内容を住民にどれくらい公開できているかを表す言葉。

行政の透明性を高める取組としては、行政情報の積極的な公開や、行政評価の導入による事業内容（事後の評価）の明確化などがある。

行政評価システム（16 頁）

行政の政策・施策・事務事業に対し、市民の目線に立ってその必要性や効率性、効果などを評価し、その結果をもとにそれらを適切かつ効率的に改善して、予算査定などに反映させる仕組み。

コミュニティ（24 頁）

人々が助け合いの意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。

【さ行】

サポート寄附（55 頁）

ふるさと納税のこと。生まれ故郷や応援したい任意の自治体に寄附をし、確定申告を行うことにより、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限額まで所得税・個人住民税から控除を受けることができる制度。本市ではサポート寄附と呼んでいる。

自主財源（8 頁）

地方公共団体が自主的に収入する財源。地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

指定管理者制度（4 頁）

市民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、従来の公共的団体に加え、民間事業者やNPO法人も公共施設の管理を代行することができる制度。

出納閉鎖期間（28 頁）

前会計年度末（3月31日）までに確定した債権債務について所定の手続を完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間をいう。すなわち、会計

年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日までの2か月の期間を指す。

スキルアップ（46 頁）

個人の持つ技術や能力を、訓練や教育を受けて向上させていくこと。

スケールメリット（48 頁）

大量生産による利点や、市町村合併により自治体規模が大きくなることによって得られる利点のこと。

説明責任（13 頁）

行政機関や公務員が、自らの行った判断や行為について、住民に情報を開示し、納得できるように十分「説明」する義務と責任のこと。

【た行】

地方交付税（8 頁）

地方公共団体の財源不足や地域間の財政不均衡を是正し、どこに暮らしていても、国民が等しく一定の行政サービスを受けられるよう国から地方公共団体へ交付される税金のこと。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、一定の基準により国が交付す

る。

地方分権（4 頁）

行政上の様々な権限を地方に任せること。

定員適正化計画（15 頁）

期待される合併効果をより確かなものとするため、また、行政規模や範囲を見直し、職員数の削減により経費を抑制し、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、定員管理の具体的指針となるものとして、平成 19 年 3 月に策定した計画。その後、平成 23 年 2 月に、第二次計画を策定した。

【は行】

パブリックコメント（13 頁）

市民意見公募制度。市の基本的な計画や条例などの策定に際して、その目的、内容、市の考え方などを公表して広く市民からの意見や情報を募集し、これを考慮して意思決定を行うとともに、寄せられた意見等の概要とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

バランスシート（28 頁）

企業の一定時点における財政状態を明らかにするために、資産、負債、資本を一つの表に記載した報告書。貸借対照表。

ファシリティマネジメント（17 頁）

企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を、少ないコストで最大の効果を出せるように、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用すること。

扶助費（8 頁）

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令、すなわち生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出する経費、及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の経費。

普通交付税（8 頁）

基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、原則として基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（財源不足額）について交付される。地方交付税の主体をなすものであり、地方交付税総額の 9

4 %に相当する。

フレックスタイム (45 頁)

1 か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び就業の時刻を自主的に決定し働く制度。労働者がその生活と業務の調和を図りながら、効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするもの。

ペイジー (55 頁)

税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコン、スマートフォン、A T M等から支払うことができるサービス。

【ま行】

モニタリング (34 頁)

指定管理者による公共サービスの履行に関して、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスが提供されているかを確認・評価する手段であり、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるか監視する手段。

【ら行】

リニューアル (14 頁)

もとのものに手を入れて新しくすること。

【わ行】

ワンストップサービス (37 頁)

1 箇所又は一度の手続で必要とする関連作業を完了することができる行政サービス。

【アルファベット】

D T P (25 頁)

Desk Top Publishing の略。レイアウトソフトやグラフィックツールなどを用いて、パソコンやワークステーション（一般向けのパソコンより高性能で主に業務用に利用されるコンピュータの総称）上で版下原稿や印刷用フィルムを編集・作成すること。

H P (25 頁)

ホームページのこと。

N P O 団体 (13 頁)

Non Profit Organization の略。非営利組織。政府や私企業とは独立した組織として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

P D C A サイクル (3 頁)

Plan Do Check Act サイクルの略。
行政の業務は従来、Plan(予算・計画)
→Do(執行)で終わり、結果の検証が
欠けがちであった。これに、Check(検
証・評価)→Act(見直し・改善)とい
うサイクルを導入し、経営のマネジメ
ント・サイクルを確立することにより、
Planの有効性と、Doの効率性の向上
を図ろうとする取組。

P F I (4 頁)

Private Finance Initiative の略。
これまでの公的部門による社会資本
の整備・運営に民間資本や経営ノウハ
ウを導入し、民間主体で効率化を図ろ
うという政策手段。イギリスで用いら
れているが、日本でも平成 11 年に P
F I 推進法(民間資金等の活用による
公共施設等の整備等の促進に関する
法律)が制定された。